(様式	大第3号)								
	神戸市小児性	曼性特定疾	苪				受   付		
			重症患	者記	忍定申告 <b>書</b>		節		
平	フリガ ナ 氏 名					ı			
受 診 者	受給者番号								
	疾病名								
	重症	患者認定基	<b>基準に該当す</b>	る障	害の長期継続の状態	(裏	極基準の	状態)	
	基準①		該当するものに	=0	基準	集②			該当するものに〇
眼					悪性新生物				
聴器					慢性腎疾患				
上肢					慢性呼吸器疾患				
下肢					慢性心疾患				
体幹•	脊柱				先天性代謝異常				
肢体の機能			神経・筋疾患						
				慢性消化器疾患					
				染色体又は遺伝子に変化を係	半う症値	<b>侯群</b>			
				皮膚疾患					
				骨系統疾患					
				脈管系疾患					
当該疾病名記載の1・2級身体障害者手帳					有	•	無		
1. 小児慢性特定疾病			医療意見書	2.	障害年金	証書の	か写し		
W 1.1 A	3. 身		身体障害者手向	帳の	写し	4.	その他		
高額	かつ長期 丨				施開始後、小児慢性 た月数が年 6 回以上			かる医	該当すれば〇

高額かつ長期	小児慢性特定疾病医療費の支給開始後、小児慢性特定疾病にかかる医	該当すれば〇				
同僚がり及物	療費総額が 50,000 円を超えた月数が年 6 回以上ある場合					
添付書類	・様式第3号別紙1					
<b>冰</b> 的青短	・自己負担限度額管理票(または指定医療機関が発行する領収証の写し)					

上記のとおり、重症患者の認定を申請します。				を申請します。	(申請者)※受診者が 18 歳以上の場合は本人氏名	
令和	年 神	月市		宛	氏 名 受診者との続柄 ( ) 住 所 〒	
					電話番号(	)

(申請上の注意)

- 1. 障害等の状態について、裏面の基準を参考に、主治医と相談の上、該当する基準①または②のいずれかに○印を記載ください。
- 2. 医療意見書の添付が必要です。身体障害者手帳の写しなどの提出を求めることがあります。
- 3. 重症者認定は、本申告書を受理した日の属する月の翌月1日からとなります。 新規申請と同時に申請を行う場合は、受理日からとなります。
- 4. 人工呼吸器等を装着している場合は、別途「人工呼吸器等装着者申請時添付証明書」が必要です。

## 小児慢性特定疾病重症患者認定基準

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1 つ以上がおおむね6 か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る) と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が 0.03以下のもの
	又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のも
	(D)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの (両上肢の用を全く廃したもの)
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部か
	ら欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くも
	の又は一上肢の用を全く廃したもの)
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの (両下肢の用を全く廃したもの)
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹·脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち
	上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛
	け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは
	座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しく
	は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼
	の項及び聴器の項を除く。) の症状の状態と同程度以上と認められる状態であっ
	て、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢
	の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析 (CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む。) を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝
	たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝
	たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要
	としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝	
子に変化を伴う	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
症候群	
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は1歳以上の児童において寝
	たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たき
	りのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たき
	りのもの